

第1号議案

令和4年度事業計画(案)

【事業方針】

未だに続く新型コロナ感染拡大に伴い、社会情勢の混乱は、生活の内に受入れはじめられ、各々が創意工夫に努めながら社会活動に取り組み始めてきています。

畜産業界においても、豚熱、高病原性鶏インフルエンザ、口蹄疫、牛ヨーネ病と家畜に関する伝染性疾患が経営の脅威となる状況下で、県内経営者をはじめ支援者は少しではありますが、まい進しているところでもあります。

このような状況下、新しい時代に即した、持続可能な畜産業界のあり方を改めて問い直す機会となっていると考え、当協会においても県内経営者及び関連団体、更には安全で安定的畜産物を求める県民消費者などに対し、経営指導、衛生支援、経営安定対策の3つの対策を基本事業として取り組んでおり、この状況下に合わせた変革にも取り組んでおります。

その一環として現在、県が全国に先駆けアニマルウェルフェア認証制度が創設されたことを受け、当協会においても認証のための業務、普及、推進に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

経営指導対策としては、生産技術向上の支援はもとよりこれからの時代に即応できる経営者としてのスキルアップ支援、新規参入者への的確なコンサルティング支援など従来の支援から更に一步進んだ支援活動を、県委託事業を中心に地方競馬全国協会の補助を受ける畜産振興補助事業をベースとして取り組んでまいります。

衛生指導対策としては、国、県、中央畜産会の委託補助のもと自衛防疫対策の強化、感染予防・拡大阻止のメニュー等に取り組み、県家畜保健衛生所及び関係団体と連携を取りながら、県内疾病対策の支援を行ってまいります。

経営安定対策においては、未だ見通しの立たない外延的な要因からくる肉用牛及び肉用子牛の販売価格低迷に対する所得の確保と再生産維持のための事業として、国で進めている所得補償制度の対応を中心とした支援と同時に、県内唯一の家畜市場の活性化、畜産物の価格差補填業務の見直し、昨今の情勢に合わせた事業へと拡充させることとしています。

協会管理部門では上記3対策の事業を進めるうえで、健全な協会経営を目指す管理体制の強化を図ってまいります。また、先般理事会で承認いただいた公益法人移行時からの課題であった事業区分の見直しが行われ、新たな時代に対応できる協会のあり方について検討するとともに、SDGsや脱炭素社会の実現に向け、持続可能な経営を推進してまいります。さらに、事業活動を通じて社会的な課題を解決することも公益法人としての使命と考えます。

このような状況を踏まえ、過渡期を迎えようとする畜産業界を支援する一助となるよう総力をあげて取り組んでまいります。

1 公益目的事業

【経営支援対策】

(1) 畜産経営技術高度化促進事業（県受託）

経営感覚に優れ、より生産性の高い畜産経営体が競争力の高い生産構造を確立していくため、以下の取り組みを実施する。また、効率かつ安定的な経営及びこれを目指して自らの経営の計画的改善に取り組む担い手の育成・確保を推進する。加えて、より高度な畜産技術である産業動物に関するAW(アニマルウエルフェア)や、県内肉牛農家の将来的な背景を検討するための研究会を設置し、長期的な畜産支援の方策についての検討を実施していく。

1 支援指導研究会

- ・支援・指導内容、課題等の検討を年1回開催行う。
- ・地域相談窓口の設置や、非常勤コンサルタントの活用により濃密指導を実施する。

2 個別経営支援（各10戸）

- ・経営診断改善指導して、個々の経営実態に合わせ、経営技術等の確立に向けた総合指導を行う。
- ・経営管理指導として、農家が自ら記録・記帳による各種分析を行う事ができるよう支援指導を行う。
- ・生産技術指導として、生産技術指導を行う。
- ・フォローアップ指導として、経営診断改善指導農家を中心とし、フォローアップ指導を実施する。
- ・資金等経営安定指導として、夫々の要請に基づく、調整・支援、資金計画作成支援を実施する。
- ・より高度な畜産技術である産業動物に関するAW(アニマルウエルフェア)の推進指導を実施する。

3 地域経営支援

- ・優良経営技術発表会 年1回開催
- ・経営セミナー 年1回開催
- ・情報提供等 畜産情報、畜産会経営情報等を提供

(2) 地域畜産支援指導等体制強化事業（地方競馬全国協会補助）

本協会で実施する経営指導業務等に対して補助を受け、畜産の担い手の体制強化の取り組みを実施する。

(3) 貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会受託）

貸付を受けた生産者に対し、施設等の導入確認並びに管理状況を調査し、適正利用について指導をする。 調査対象戸数:25戸、調査対象施設・機械:65基

(4) 畜産関係団体調整機能強化事業（中央畜産会受託）

県内の畜産に関わる生産者ネットワーク等の構築の実施や生産者等からの各種相談に応じるための専門家を活用した支援を実施する。

(5) 課題解決サポート事業（中央畜産会受託）

日本政策金融公庫の資金を活用し、経営改善、規模拡大、経営内容の充実を図るなど、資金対応を必要とする者や、借受後に見直しが必要となった者、法人化の検討をしている者など、個々の経営体の状況に併せた経営診断や分析など県畜産協会をサポートを実施する。

経営フォロー、財務相談対応、計画作成支援などメニューにより調査を行う。

(6) 養豚ABL(動産担保融資)担保物件調査(日本政策金融公庫受託)

日本政策金融公庫が実施する動産担保融資に係る経営に対して、定期的に担保動産の数量と管理状況を現地確認し、その報告を行う。

(7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(中央畜産会受託)

生産者が機械の導入を希望する場合、クラスター協議会を通じ提出される事業参加要望書・クラスター計画について、とりまとめ・チェック事務を行い中央畜産会に提出するとともに、事業実施計画が採択された場合には、クラスター協議会に予算配分額の連絡や参加申請書の提出や実績報告等関連事務を行う。なお、加えて事業内容の周知徹底を図るため、関係機関を参集し推進会議等を開催する。

(8) ICT化等機械装置等導入事業(中央畜産会受託)

大家畜経営体が労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械の導入を希望する場合の応援会議を通じ提出される書類の取りまとめチェック事務、中央畜産会への提出及び応援会議に予算配分額の連絡等関連事務を行う。

加えて事業内容の周知徹底等を図るため、関係機関等を参集した事業推進会議を開催する。

(9) 家畜生産性向上対策事業(中央畜産会受託)

酪農、肉牛生産者を対象に家畜の遺伝的能力を最大限発揮させるため、生産性に係るデータの収集及び分析を行い、抽出された課題点とその解決方策の指導を実施する。

(10) 畜産クラスター全国推進事業(中央畜産会受託)

全国の先進的な経営体の情報を用い畜産クラスターの中心的な経営体の育成に必要な指標づくりを図るため、県内の酪農経営、肉用牛繁殖経営、肉用牛肥育経営を対象とした経営調査を実施する。

(11) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(中央畜産会受託)

酪農家が抱える労働負担を軽減するため、経営体が行う省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対して支援及び円滑な事業運営のための推進活動、内容確認業務等を行う。

(12) 生産基盤拡大加速化事業(全国肉用牛振興基金協会受託)

和牛の輸出力強化を図るため、経営体が繁殖雌牛を増頭した場合に、要件に合致していれば取組主体を通して奨励金を交付する。協会では、参加申請書の提出や実績報告等関連事務を行う。なお、加えて事業内容の周知徹底を図るため、関係機関を参集し推進会議等を開催する。

(13) 家族経営における畜産DX推進事業(中央畜産会受託)

IT(情報技術)やAI(人工知能)技術を活用した畜産のデジタルトランスフォーメーション(畜産DX)の技術導入による労働負担減や所得向上に与える効果を調査・分析するため、対象農場において技術導入前・直後、安定期の経営データなどの収集・分析を行う。併せて地域研究会を開催する。

(14) 養豚経営災害緊急対策事業(農畜産業振興機構受託)

養豚業を営む者の経営継続のため、災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼

働のための非常用電源の整備について、要望を調査し、取りまとめる生産者団体へ補助金の交付及び推進指導を実施する。

【衛生対策】

（１）自衛防疫強化総合費（県補助）

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、県からワクチン助成を受け協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

牛：牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病 予定補助額：80円/1頭当り

豚：豚丹毒 予定補助額：31円/1頭当り

鶏：ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎 予定補助額：0.183～16.97円/1羽当り

（２）家畜防疫緊急対策事業（富士河口湖町補助）

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、町から農家自己負担額の1/2のワクチン助成を受け協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

牛：牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病他

豚：豚丹毒他

（３）家畜生産農場衛生対策事業（関東農政局補助）

清浄化の困難な牛ヨーネ病の清浄化対策及び疾病発生・流行防止対策を組織的に推進し、家畜の損耗防止に努め、生産性の向上を図る。

１ ヨーネ病防疫の普及啓発

- ・防疫推進のため、牛飼養農家・県指導関係機関を対象に講習会を開催
- ・清浄化のため、自主検査あるいは自主淘汰を実施した牛に対して、補助を実施

２ 伝染病の発生・流行防止のための防疫促進

- ・牛、豚に対して特定ワクチン接種補助

３ 牛、豚のワクチン接種の推進に関する会議を開催

（４）牛疾病検査円滑化推進対策事業（関東農政局補助）

死亡牛の円滑な収集、輸送及び処理のための取り組み、BSE検査の円滑な実施を推進し、家畜衛生及び環境の維持を図る。

１ 死亡牛検査処理安定化対策

- ・適正処理費の補助

化製処理費：7,500円/頭・直接焼却費：10,000円/頭

- ・JA輸送費の補助

死亡牛発生農場から一時保管場所までの輸送費補助：定額補助(1/2) 上限2,000円/頭

一時保管場所から最終処理場（県外、100km）までの輸送費：定額補助(1/2) 上限1,500円/頭

- ・JAに管理促進費補助：500円/頭

２ 事業推進

- ・事業実績状況の報告、現状と問題点について会議を開催

（５）豚熱、アフリカ豚熱等豚病監視体制強化事業（県受託）

豚熱、アフリカ豚熱等豚病の侵入防止のために、養豚農家における指導及び監視強化を実施する。

(6) 家畜防疫互助基金造成等支援事業（中央畜産会受託）

口蹄疫、CSF等の海外悪性伝染病が発生した場合、発生農場や周辺農場の損失を互助補償し、畜産経営への影響を緩和するとともに経営の再開を支援する。

本年度は、事業実施年間1年目に当たるため、現在の加入者に対して事業への普及啓発を図るとともに、疾病が発生した場合、交付契約に係る互助金の交付を行う。

(7) 馬飼養衛生管理特別対策事業（中央畜産会助成）

事業実施内容等について協議するため、馬飼養関係者を対象に整備委員会を開催し、これを基に、飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図るための技術講習会を開催するとともに県内における馬獣医療体制の整備に資することを目的に、馬の飼養状況、衛生管理状況等の基礎調査を実施する。

(8) 馬防疫強化地域推進対策事業（中央畜産会助成）

地域における自主防疫活動の強化を図るため、競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザワクチン接種の取り組みを行う。

1 馬ワクチン接種等地域推進対策検討会開催等事業

・乗用馬、農用馬等を対象とし、馬インフルエンザワクチン接種の推進に係る検討を行う。

2 馬ワクチン接種等推進事業

・競走馬以外の乗用馬、農用馬等に馬インフルエンザワクチン接種を行う。

(9) 家畜防疫・衛生指導対策事業（中央畜産会助成）

地域での実績を踏まえた防疫演習等の実施、特定悪性慢性感染症の清浄化の推進、これら防疫措置の基礎となる家畜の飼養衛生管理基準の徹底・啓発等の事業を行い、地域自衛防疫体制の強化・定着を図る。

1 地域自衛防疫体制推進委員会を開催し、地域自衛防疫体制の確認、防疫演習等の有効な活動方策の検討を行う。

2 防疫演習等地域の実態に即した自衛防疫活動を生産者・家畜保健衛生所所轄ごとに原則実施し、地域防疫体制の整備・定着を図る。

3 牛伝染性リンパ腫の感染拡大を防止するためにモデル農場の衛生管理対策の継続的評価、検証を行う。

(10) 野生獣衛生推進体制整備事業（家畜衛生対策推進協議会）

地域において家畜衛生関係者を中心とした野生獣被害の情報発信体制を構築、推進するとともに、野生獣被害の主となるイノシシ及びシカについての衛生実態を把握し、畜産農家等の飼養衛生管理に対する意識の向上を図り、野生獣衛生対策の推進に取り組む。

(1) 地域衛生技術連絡協議会開催

(2) 野生獣の衛生実態等調査

【経営安定対策】

(1) 子牛市場活性化推進事業（協会単独）

県内繁殖牛並びに肉用牛生産振興とその資質向上を側面的に支える観点から、県内産子牛の適正な取引と、北部家畜市場への上場を促進、活力のある市場とし、本県の肉用牛生産の活性化を図ることを目

的に、取引成立牛に対し奨励交付及び輸送経費の補助をする。

・奨励金単価及び奨励金交付計画等

(単位:頭、円)

品種区分	対象頭数	奨励金単価	金 額
黒 毛 和 種	100	20,000	2, 000,000
交雑種又は乳用種	50	7,000	350,000
計	150	—	2,350,000

・輸送経費

(単位:円)

補助内容	対象頭数	補助限度額	補助率	金 額
出荷場所から市場まで40km未満	100	1,000	1/2	55,000
出荷場所から市場まで40km以上	40	35,000		154,000
自己輸送	7	距離に応じて		7,000
計	147	—	—	216,000

・事務委託先 全国農業協同組合連合会山梨県本部

(2) 肉用子牛生産者補給金制度(農畜産業振興機構補助)

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、農林水産大臣が四半期ごとに告示する指定市場の肉用子牛平均売買価格が基準となる価格を下回った場合、当該期間に契約肉用子牛を販売または保留した交付契約者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛再生産の確保と安定を図る。

また、本制度の推進に係る経費については、「1 運営適正化事業」及び「2 運営体制支援事業」により対応する。

・第7業務対象年間:令和2年度～令和6年度

・保証基準価格及び合理化目標価格

(単位:円)

品 種 区 分	保証基準価格	合理化目標価格
黒 毛 和 種	541,000	429,000
褐 毛 和 種	498,000	395,000
その他肉専用種	320,000	253,000
乳 用 種	164,000	110,000
交 雑 種	274,000	216,000

・生産者積立金造成に要する負担金

(単位:円)

品種区分	生産者積立金単価	負 担 区 分		
		機構 1/2	県 1/4	生産者 1/4
黒 毛 和 種	1,600	800	400	400
乳 用 種	6,800	3,400	1,700	1,700
交 雑 種	3,200	1,600	800	800

・登録積立頭数計画

(単位:頭、円)

品種区分	登録頭数	積立金単価	積立金造成額
黒 毛 和 種	50	1,600	80,000
乳 用 種	100	6,800	680,000
交 雑 種	550	3,200	1,760,000
計	700	—	2,520,000

・制度の推進・指導

- 1 補給金制度運営適正化事業：全国統一電算処理システムにより補給金交付業務の的確な実施と効率化を図り、家畜市場取引情報の収集と報告、事務委託先及び契約生産者に対する制度の啓発と調査指導を行う。
- 2 指定協会運営体制支援事業：補給金制度の円滑な実施体制の確保及び協会運営体制の強化を図るため、機構から財政支援を受ける。

(3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（農畜産業振興機構受託）

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、標準的販売価格（肉専用種は山梨平均、その他は全国平均）と標準的生産費（肉専用種は山梨平均、その他は全国平均）との差額の 9 割を交付金として交付するため、生産者の積立による負担金（1/4）を財源として基金を造成するとともに、発動時には、国の補助金（3/4）と併せてこの基金から契約生産者に対し、交付金を交付する。

令和4年度から第2業務対象年間（令和4年度～令和6年度）が開始する。

[基金]

（単位：戸、頭、円）

品種区分	契約生産者 戸数	積立予定頭数	生産者負担金単価 (注1)	契約生産者の積立による負担金(1/4)
肉専用種	34	600	5,000	3,000,000
交雑種		1,300	13,000	10,000,000
乳用種		100	11,000	1,000,000
計	34	2,000	—	14,000,000

(注1):生産者負担金単価は、R3年度を使用しているため変更あり

[交付金]

（単位：頭、円）

品種区分	対象頭数	補填金額
肉専用種	300	3,000,000
交雑種	600	10,000,000
乳用種	100	1,000,000
計	1,000	14,000,000

[推進事業]

肉用牛肥育経営安定交付金制度を実施するため推進会議及び調査指導等の事務を行う。

2 収益目的事業

【他団体事務局業務受託】

- (1) 山梨県養豚協会
- (2) 山梨県畜産技術連盟
- (3) 山梨県馬事畜産振興協議会
- (4) 山梨県CSF感染拡大防止対策協議会